

## 《令和2年5月臨時会 討論（令和2年5月1日）》

## 〈要旨〉

- ・議案第56号 令和2年度奈良市一般会計補正予算第1号（意見を付して賛成討論）

## 〈会議録〉

無所属の林 政行です。

議案第56号 令和2年度奈良市一般会計補正予算第1号は意見を付して賛成し、残余に賛成し、討論させていただきます。

特別定額給付金については、御自身で手続することが困難な高齢の方や障害をお持ちの方など、様々な市民がおられる中、全ての市民が等しく受給できる体制になっているのか心配でなりません。

例えば、千葉県流山市は、代理申請受給ができる方の範囲として、1、令和2年4月27日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者。

2、法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）。

3、親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている方などで市区町村が特に認める方としています。

また、申請・受給対象者本人による申請・受給が困難な場合で、かつ代理が当該支給対象者のためであると認められる場合の任意代理の想定される場合として、1、単身世帯で寝たきりの方や認知症の方などは民生委員、自治会長、親族その他平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている方が当該者による代理申請・受給が適当であると認められる場合には、当該者による代理が可能である。

2、老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等及び知的・精神障害者施設に入所している方は施設の職員による代理が可能である。

3、里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住所登録されている方は里親による代理が可能である。

4、配偶者からの暴力を受けているDV被害者は、民間支援団体による代理が可能であるなど、代理申請を利用していただくことで全ての市民が等しく受給できるよう努めています。

奈良市にも以上のような配慮をしていただき、一日も早く必要な方に必要な支援が届くよう求めておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策として、今回補正予算が提案されました。その主なものが給付金事業であります。その執行体制についても質疑がありましたが、部をまたぐ場合もあり、再任用職員だけでなく責任のある課長級の正規職員を配置し、部局横断的に取り組めるよう求めておきます。

さらに、国は障害分野の緊急経済対策で、特別支援学校などの臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援事業や、新型コロナウイルスに対応した心のケア支援や、在宅障害者などに対する安否確認等の事業など、まだ対応されていない事業が10事業あります。全て必要不可欠な事業でありますので、早急に実行に移されるよう強く求めて、私の討論を終わります。ありがとうございました。